

社会福祉法人大阪福祉会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規定は、役員報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う役員に対して報酬を支給する。

(常勤役員報酬額)

第3条 常勤役員報酬額は、別表(1)のとおりとする。

(報酬の支給期日等)

第4条 常勤役員報酬の支払期日については職員の給与規定を準用し、その他手当等支給率については施設長の支給率を適用する。

(月額による報酬の支給方法)

第5条 月額による報酬は新たに役員となった者にはその日から、これを支給し離職または死亡した者にはその月分の全額を支給する。

(非常勤役員報酬額)

第6条 非常勤役員報酬額は別表(2)のとおりとする。ただし、日額のものについての支給期日は職務執行の都度とし、月額のものについては毎月とする。

2. 役員のうち職員である者については、報酬は支給しない。

(役員費用弁償)

第7条 役員が職務のため旅行する時の費用弁償は職員等の旅費に関する規定を準用する。

(常勤役員の期末手当)

第8条 常勤役員の期末手当支給期日支払い方法は職員の例による。支給率については、施設長の支給率を適用する。

別表（１）

常勤役員報酬額

給与等支給規則の別表（一）給料表を適用

別表（２）

非常勤役員報酬額

評議員	日額 1万円	年度総額 定款第8条に定める 金額の範囲内
理事長、理事、監事	日額 1万円	年度総額 25万円以内
会計状況及び財産管理に関する 会計監査担当監事	月額 6万5千円	年度総額 100万円以内

付 則

この規程は、平成19年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月19日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月19日から施行する。